

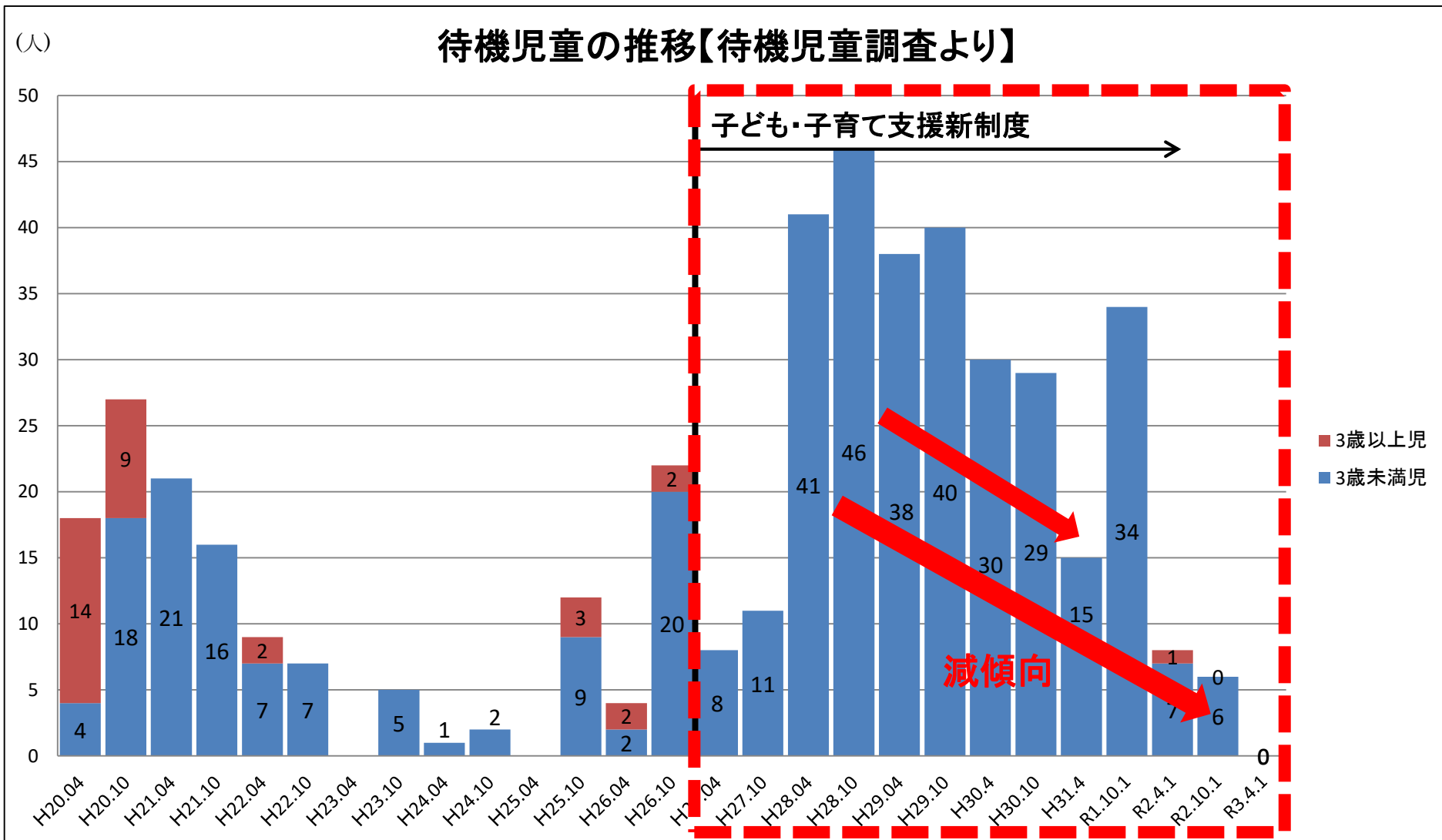


古河市子ども・子育て会議
令和3年6月

A background image showing a woman in a pink top and white skirt lifting a child into the air. They are in a lush green field with a city skyline in the background under a bright, hazy sunset sky. The scene is framed by a white dashed border.

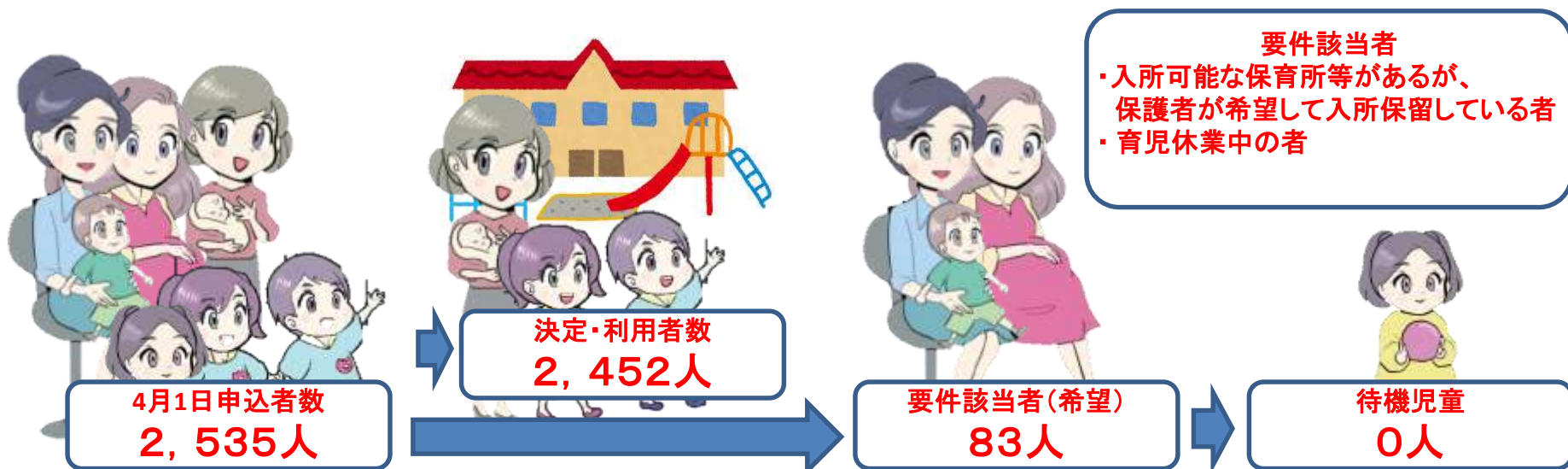
待機児童数について

令和3年4月1日時点の待機児童数について(推移)



●0・1・2歳の受け皿となる小規模保育施設等の設置、入所予約制度の見直し、きめ細やかな利用調整等の実施により、令和3年4月1日時点の待機児童数は、子ども・子育て支援新制度開始後「初の待機児童ゼロ」を達成。

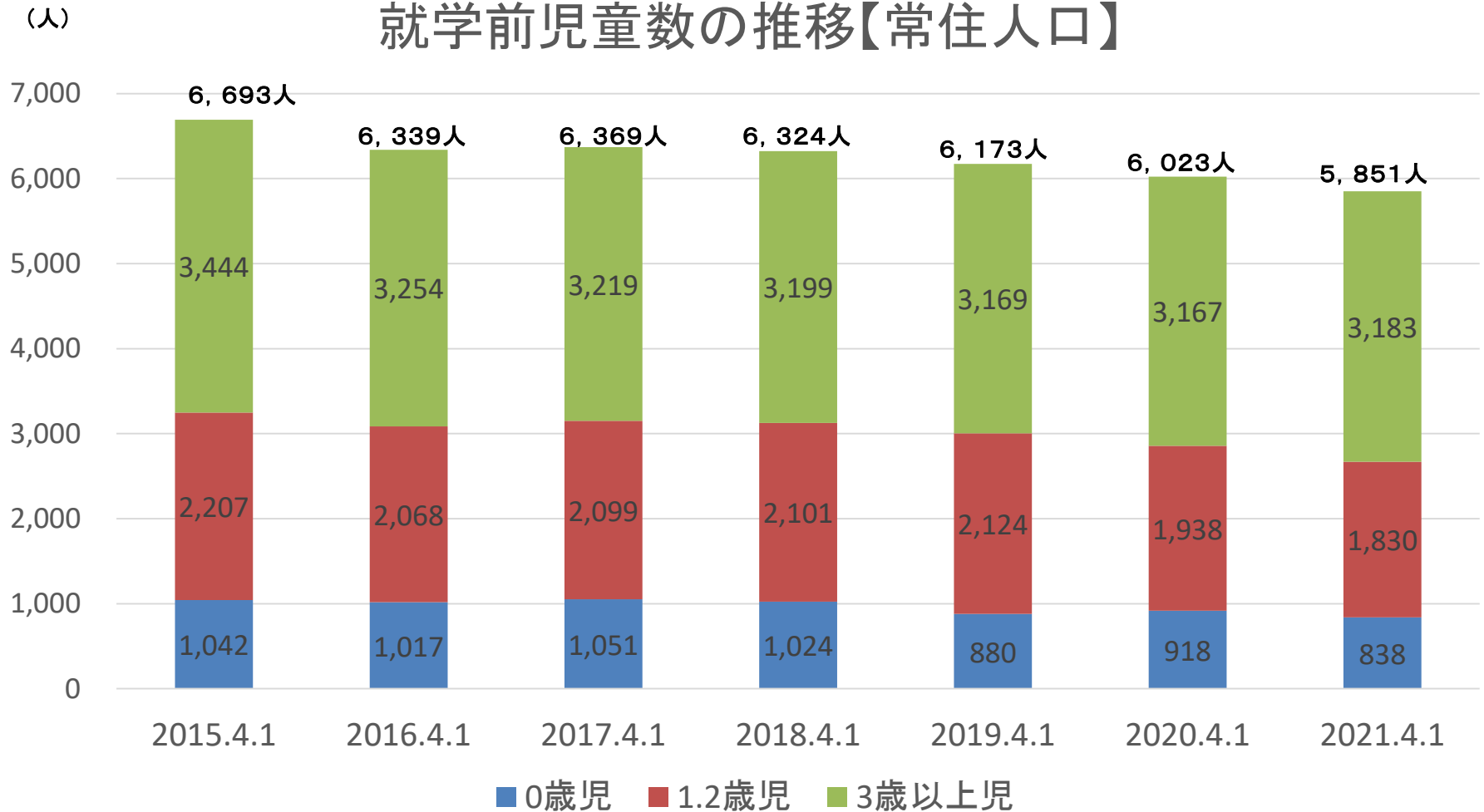
令和3年4月1日時点の待機児童数について(算定状況)



年齢	申込者数 (A)	利用者数 (B)	要件該当者 (C)	待機児童 (D=A-B-C)
0歳	86人	78人	8人	0人
1歳+2歳	885人	831人	54人	0人
3歳以上	1,564人	1,543人	21人	0人
合計	2,535人	2,452人	83人	0人

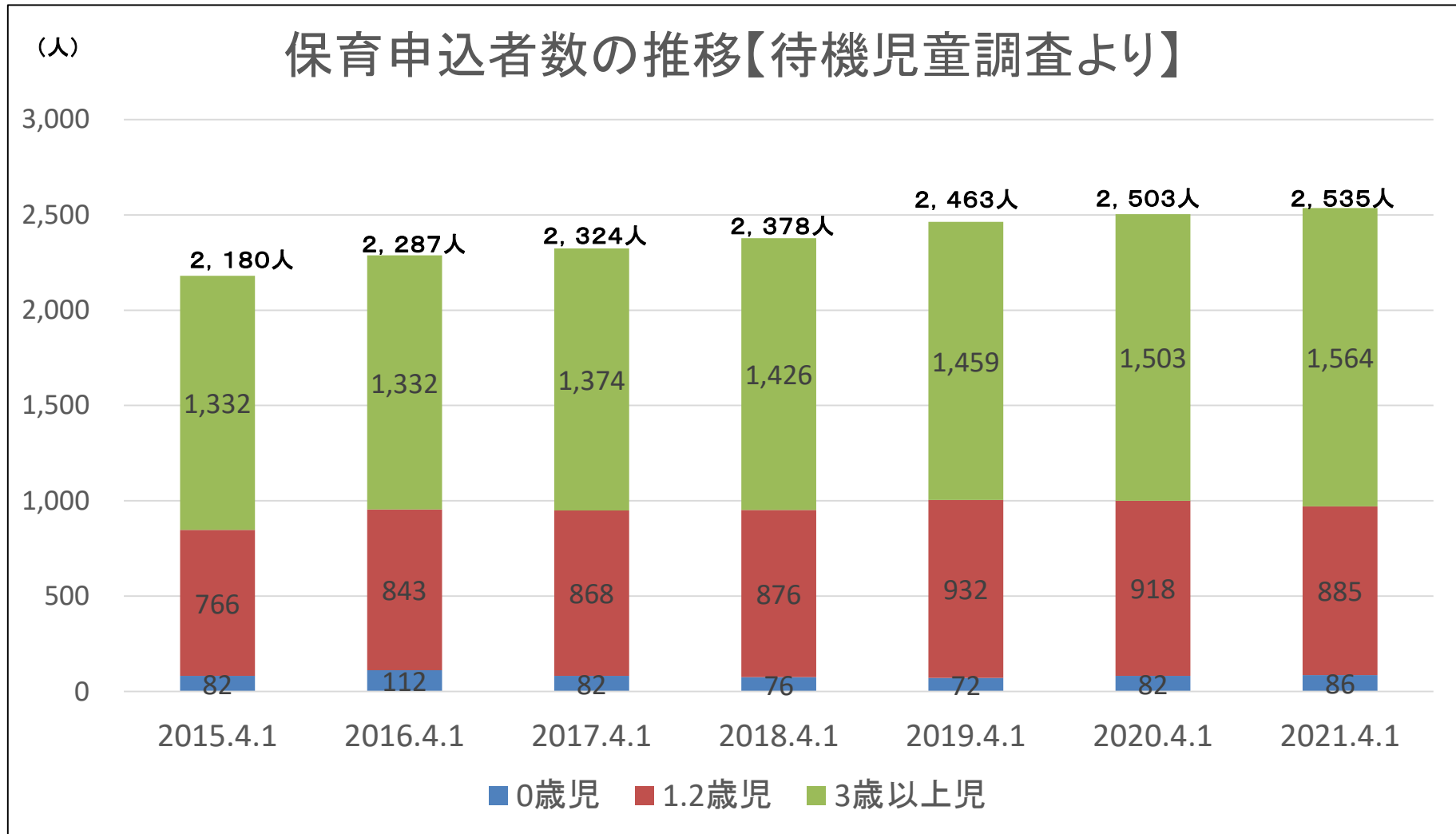
令和3年4月1日時点の待機児童数について(人口推移) P3

就学前児童数の推移【常住人口】



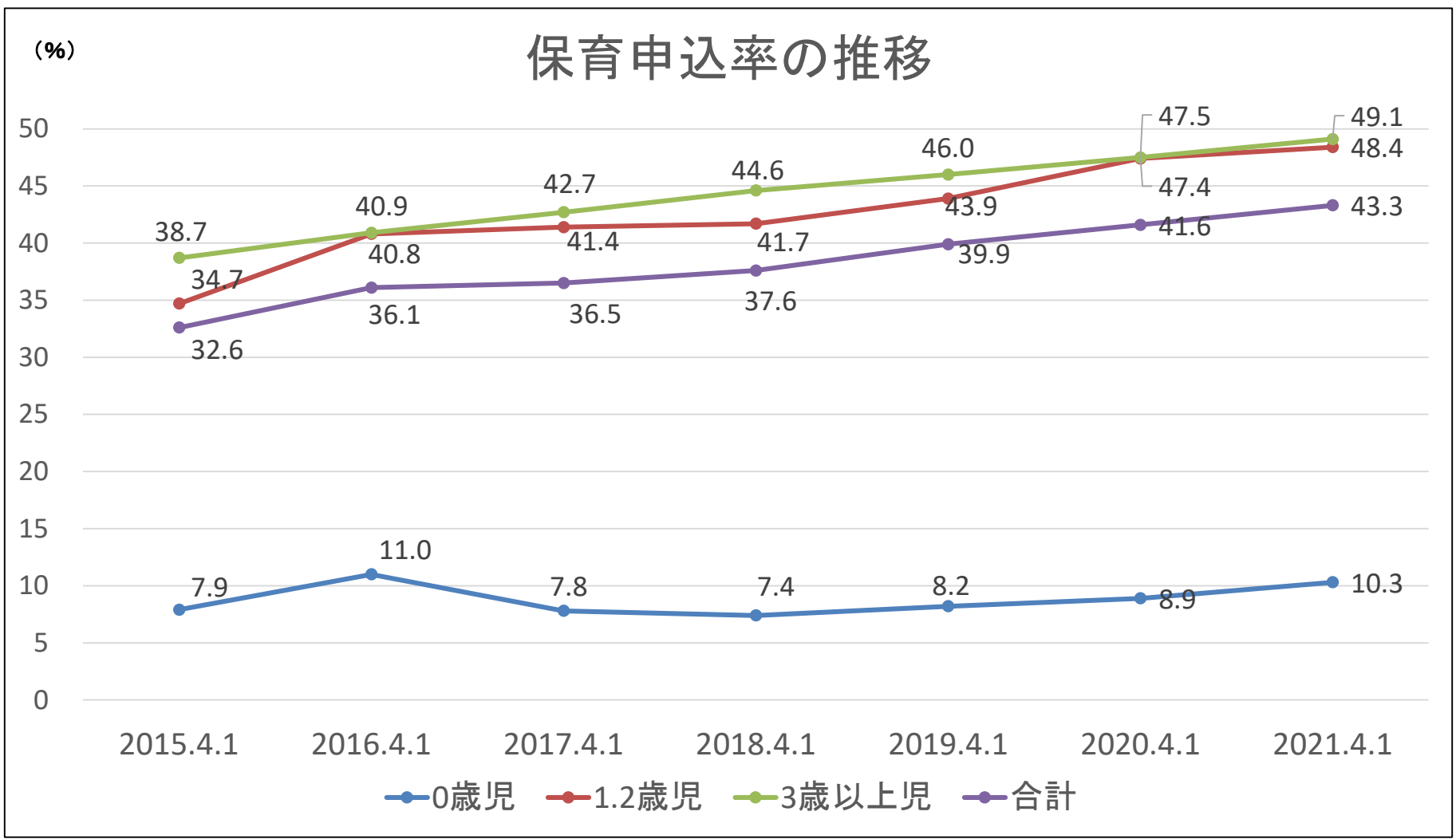
0歳から5歳の子どもの数は、2015年と比較し、842人(12.5%)減少。
2019年から0歳児の数は1,000人を下回っており、少子化が進んでいる。

令和3年4月1日時点の待機児童数について(申込者推移) P4



2015年と比較し0歳申込数は、4人増(4%増)、1・2歳申込数は、119人(15.5%)増加している(前年と比較すると33人(3%)減少)、3歳以上申込数は、232人(17.4%)増加。全体で見ると、355人(16.2%)増加し、増加傾向である。

令和3年4月1日時点の待機児童数について(申込率推移) P5



申込率は、2015年と比較し10.7ポイント増加。0歳申込数は、2.4ポイント増加。1・2歳申込数は、13.7ポイント増加。3歳以上申込数は、10.4ポイント増加となっており、申込率は増加傾向である。



公立保育所運営ビジョン の推進状況

古河市公立保育所運営ビジョンについて(概要)

古河市 公立保育所 運営ビジョン

主な内部要因

強み(S)	弱み(W)
多様な民間保育施設等の立地 全国より高い女性の労働力	公立保育所の老朽化 更新経費と財源の乖離 公立正規保育士の不足

主な外部要因

機会(O) ニーズの増加役割拡大

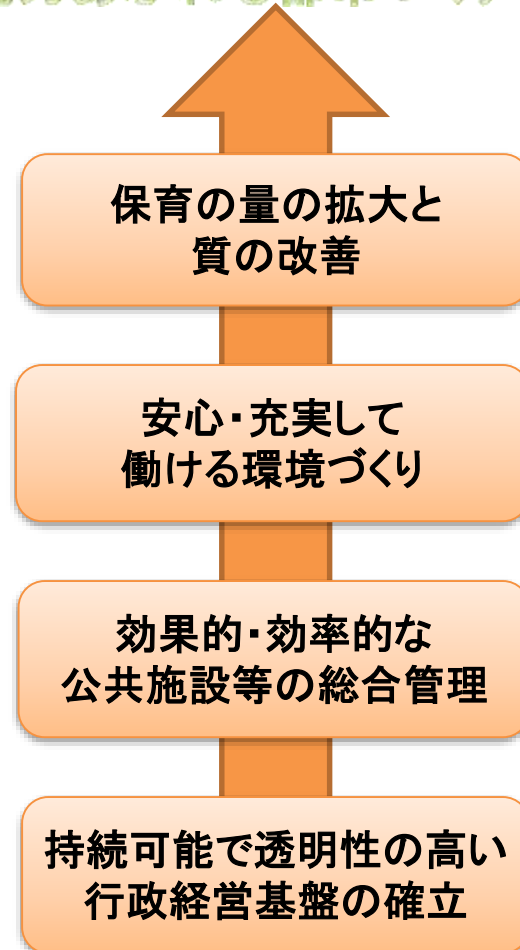
女性の就業・共働き世帯の増加
 保育ニーズの多様化
 保育士不足
 待機児童の発生
 子育て施策への関心の増

脅威(T) ニーズの減少役割縮小

人口減少
 少子化
 入所希望数は減少傾向と予測
 公立施設減少の流れ

機会を活かす取組	機会を逃さない取組
<ul style="list-style-type: none"> ●官民全体で保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を図る。 ●民間保育施設等で定員確保の中心を担うようにする。 ●官民全体の保育士不足への対応を図る。 ●官民が役割分担をしながら、多様な保育ニーズに対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所を選択肢として残すため、一部長寿命化を図る。 ●公立正規保育士を計画的に採用し、保育の質の向上を図る。 ●行政はハードによる保育だけでなく、保育環境を支えるソフトの充実を図る。
脅威を克服するための取組	最悪の事態を招かない取組
<ul style="list-style-type: none"> ●過剰な民間同士の競争を抑制する。 ●子どもを産み育てやすい環境を整備し、社会減と自然減を抑制する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化した公立保育所の一部集約化を図り、定員の調整を行う。 ●過剰な正規保育士の確保は行わず、将来施設数を踏まえ確保する。

華のある都市
古河
まちに活力、人に安心、
魅力あふれる都市づくり





公立保育所運営
ビジョンの推進状況
(関戸保育所の
方針確定について)

関戸保育所の方針確定について(方針確定とは)

施設名	本ビジョンに記載する目標年次		方針確定時期
	統合（閉所）	新規受け入れ無し（受付年次）	
第一保育所	令和元年度末閉所	平成31年度(H30)	平成30年4月頃に確定
第五保育所	令和2年度末閉所	令和2年度(R1)	平成31年4月頃に確定
関戸保育所(当初)	令和3年度末	令和3年度(R2)	令和2年4月頃に確定

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標ビジョン	①ビジョンで示した目標通り				方針確定	新規受入休止		統合（閉所）		
方針確定【延期】	②新規受入休止及び閉所を1年先送りするパターン					方針確定	新規受入休止		統合（閉所）	

施設名	統合（閉所）	新規受け入れ無し（受付年次）	方針確定時期
関戸保育所(変更)	令和4年度末	令和4年度(R3)	令和3年5月確定

コロナウィルスの影響によりビジョンでの方針確定時期の目標から約1年遅れましたが、令和3年度5月に改めて関戸保育所の閉所について協議を行い、方針の確定を行いましたのでご報告します。

関戸保育所の方針確定について(方針確定の根拠)

主な検討項目	うち細項目	主な検討内容	参考出典等
市全体の人口動向	総人口の動き	総人口が増加傾向でなく、減少傾向か	国勢調査
	子ども人口の動き	0歳から5歳の子ども人口が増加傾向でなく、減少傾向か	国勢調査
保育所周辺の人口動向	総人口の動き	保育所立地地域のほか、その周辺地域を合算した場合の総人口が増加傾向でなく、減少傾向か	住基人口
	子ども人口の動き	保育所立地地域のほか、その周辺地域を合算した場合の0歳から5歳の子ども人口が増加傾向でなく、減少傾向か	住基人口
待機児童	待機児童数の動き	待機児童の数が増加傾向でなく、減少傾向か	子ども福祉課資料
民間保育施設等の立地	市全体の立地状況	ビジョンで見込んでいる定員数に対し、市全体の民間保育施設を含めた定員数が大幅に不足とならないか。	子ども福祉課資料
	保育所周辺の立地状況	該当する保育所周辺に立地する民間保育施設の立地状況や進出の見込みなどはあるか。	子ども福祉課資料
施設の更新費用	更新費用を捻出する財源の見込み	施設を更新又は維持する財源の見込みを立てることが可能か。	庁内協議
全国の市町村立保育所数	全国の市町村立保育所の動き	全国の市町村立保育施設が、増加傾向でなく、減少傾向か	公共施設等状況調査
制度改正	施設の維持に係る制度改正の有無	施設を更新又は維持することが可能となる制度改正が見込まれるか	国・県の動向

上記の検討に加え、住民や利用者からの声についても検討の項目とし、市の未来のために、**総合的に判断を行い、令和5年3月31日に古河市立関戸保育所を閉所する方針確定を行いました。**

関戸保育所の方針確定について(説明会後の予定)

令和3年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
データ 集計 分析	市長 協議 方針 確定	庁議 報告 保護 者説 明会 子ども 会議	全協 報告				閉所 施設 前倒 受付	新年度 一斉 受付	新年度4月1日入所 利用調整		
		6月19日(土)開催	6月22日(火)開催								
		8月転園受付	毎月、転園利用調整において優先転園点数を付与。								

関戸保育所の方針確定を行った後、利用者の皆様へ閉所となった旨を通知にてお知らせしたうえで、先日6月19日に関戸保育所にて利用者の方々へ閉所に係る説明会を開催しました。

説明会では利用者の皆様に対し直接今回の方針確定に至った背景や今後の手続き等についてご説明いたしました。

転園を希望される利用者の方につきましては、8月1日付からの転園の手続きを開始します。

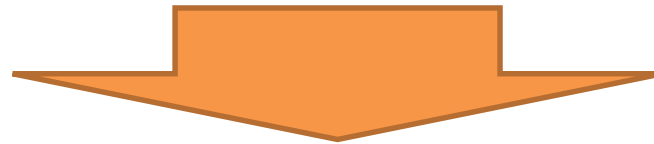


公立保育所運営
ビジョンの推進状況
(第三保育所
長寿命化事業について)

第三保育所長寿命化事業について(スケジュール見込み)

古河市公立保育所運営ビジョンにおいて、長寿命化するとした4ヶ所の公立保育所のうち、資産老朽化比率の最も高い古河市立第三保育所から今年度着手を行いました。

令和3年度	基本計画		専門技術者等による劣化度調査を行い、長寿命化するための改修基本計画を策定するほか、さらに22年以上施設を使い続けられるようにライフサイクルコスト等も含めた施設管理計画を策定する。									
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	委託業者選定			古河市立第三保育所長寿命化基本計画 及び 維持管理計画 策定								
	参加表明受付	質疑受付・回答	審査・選定									



令和4年度	実施計画	調査・基本計画に基づき、工事発注に向けた実施設計を行う
令和5・6年度	改修工事	建て替えではなく長寿命化であるため、規模は現在の状態を維持しながら、目に見えない部分も含め劣化している部分を修繕、耐用年数を伸ばすための機能強化を行い、さらに22年以上施設を利用可能とする工事を行う。



認可外保育施設
キッズスペースnino古河店に
ついて

キッズスペースnino古河店について(施設の概要)

「認可外保育施設」とは、乳児や幼児を保育している施設のうち、児童福祉法や認定こども園法に基づく認可を受けていない施設を総称したものです。

認可外保育施設は、基本的に個人や会社が自由に設置することができますが、原則として、1日に子どもを1人でも保育する施設は届出対象施設となり、開設の際は茨城県への届出が必要となります。

また、認可施設に準じた基準(認可外保育施設指導監督基準)があり、年1回の運営状況の報告を求め立入調査を行っています。重要な指摘事項がある場合は「文書指導」、比較的軽微な指摘事項がある場合は「口頭指導」として、設置者・経営者に基準を遵守するように伝え、改善を求め指導監督をしています。

キッズスペースnino 古河店の概要

項目	設置届 内容
事業所名	キッズスペースnino
所在地	古河市女沼850番地5 ブリランテ古河105号
設置者	光山 隼天 (こうやま はやて) (個人)
利用児童定員	20人
設置届出受理日	令和元年5月17日
その他備考	・2号店となるあかやまjoy店を設置(令和2年11月17日受理) こちらは当施設とは別となるため、今回の公表の対象とはなっていない。

当施設について、改善勧告に従わない認可外保育施設として公表を行いました。

キッズスペースnino古河店について(指導監督について)

問題を有すると認められる場合の指導監督 ※認可外保育施設指導監督の指針抜粋

【通則】 立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求めると認められる場合は、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図ること。

1	改善指導 (権限:市)	立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求めると認められる認可外保育施設については、文書により改善指導を行うこと。
2	改善勧告 (市)	改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しがない場合には、留意事項24の重点調査事項の例を踏まえつつ、改善指導に止めずに、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行うこと。
3	利用者に対する 周知 (県)	改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する福祉の措置等を講ずる必要があること。
	公表 (県)	改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対し、その内容を通知するとともに、公表するよう要請すること。(同法第59条第4項及び第7項参照)
4	事業停止命令 又は 施設閉鎖命令(県)	児童福祉審議会の意見を聴き速やかに判断した上で、文書により事業停止又は施設閉鎖を命ずること。通常は事業停止命令を先ず検討すべきであるが、改善が期待されずに当該施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、施設閉鎖命令を発することとする。

キッズスペースnino古河店について(公表に至る経緯)

公表時資料(古河市HPから)

	年月日	内 容
改善指導	R2.3.12	通常立入調査を実施。認可外保育施設指導監督基準に違反する事項が多数あることが判明し、現在に至るまで指導を続ける。
	R3.1.21	県・市による立入調査を実施。この際にも改善は見受けられなかった。
改善勧告	3.30	これまで繰り返し指導を行ってきたにもかかわらず、改善が見受けられなかったため、利用児童の安全確保の観点から改善勧告を行い、改善勧告に対する是正改善の状況について期限を付して報告を求める。
	4.28	改善勧告に対する是正改善の状況について、期限を経過しても報告は無かった。
	4.30	特別立入調査を実施。無資格の保育従事者1名のみで複数の乳幼児を保育している等不適切な状態を確認。
	5.5	改善勧告に対する是正改善の状況について、報告を求める事項のうち一部が報告される。しかし改善が図られている事項はあるものの、保育従事者の配置等は改善が認められなかった。

令和3年5月17日 改善勧告に従わない認可外保育施設として公表

キッズスペースnino古河店について(改善勧告の内容)

全ての改善勧告の内容については別紙「改善勧告の内容及び改善の状況」を参照ください。

改善勧告を行った事項のなかで(1)「保育に従事するものの数及び資格」の部分について、基準が満たされていなかったため、重大事故の発生に直結する可能性が高く、児童の命の危険性も危ぶまれる状況であったため、特に強く県・市から指導を行ったが改善されなかった。

認可外保育施設指導監査基準

当該施設の状況

保育に従事する者の数は、

年齢	子どもの数	:	必要保育従事者数
0歳	3人	:	1
1.2歳	6人	:	1
3歳	20人	:	1
4歳以上	30人	:	1

かつ

常時2人以上配置が原則

○令和元・2年度の通常の立入調査では、設置者へのヒアリングから基準が満たされていない時間帯が確認されたため、文書指導を行っていた。

○令和3年4月30日19時54分に特別立入調査を実施。

○令和3年5月14日12時10分 特別立入調査を実施しようとして施設を訪問したが、立入調査が出来なかった。

キッズスペースnino古河店について(公表後の状況)

公表後も県・市合同の定期的な立入調査等により引き続き指導を行っていますが、改善勧告の事項について、一部改善された事項はあるものの前頁の保育従事者の数については未だ改善されたとは言えない状況。

今後、改善が図られない場合は、事業の停止又は施設の閉鎖を命令する場合があります。

事業の停止命令又は施設の閉鎖を命令する場合の手続きの流れ

当該施設の設置者に対し、予定される命令の内容等を書面によって通知

設置者に対し期間を設け弁明の機会を付与。

弁明書の受理 又は 提出期限を経過

児童福祉審議会(茨城県の場合、社会福祉審議会保育部会)の意見聴取

茨城県知事から 事業停止命令 又は 施設閉鎖命令



その他の